

第3回福島県台風第19号等に関する災害対応検証委員会 議事次第

日時：令和2年5月15日（金）
（ 書面開催 ）

1 議題

（1） 県災害対策本部の活動の検証（災害応急対応）

- ① 避難所運営や物資調達等の支援
- ② 被災者の生活再建支援
- ③ 医療・救護関係

（2） 市町村の災害対応

- ① 市町村の避難行動要支援者への対応
- ② 市町村の避難所運営について
- ③ 市町村の災害対応に係る聞き取り調査結果

（3） その他

2 閉会

<配付資料>

- 資料 1 災害対応における検証項目と課題の概要（素案）
- 資料 2 市町村の災害対応（避難行動要支援者対応・避難所運営）
- 資料 3 市町村の災害対応に係る聞き取り調査結果
- 参考資料 課題と取り組むべき事項のリスト

災害対応に係る検証項目と課題の概要(素案)

3 災害応急対応

(1) 避難所運営や物資調達等の支援

① 避難所について、市町村等と連携し、必要な支援が行われたか

<対応状況>

- 発災当初は市町村から避難所の運営状況等の情報収集に努め、その後、管理職リエゾンや避難所支援員の派遣により状況を把握した。
- 10月16日から避難所運営支援として派遣要請のあった5市へ県職員を派遣。
- 10月18日から被災者の健康を守るため、厚生労働省と連携し3市へ保健師を派遣。
- 総務省と連携し、対口支援により避難所運営支援として他県からの応援職員を派遣。
- 要望のあった物資は、プッシュ型支援や県備蓄物資、災害時応援協定先に依頼するなどにより調達した。
- 遅れはあった面もあるが、必要最低限の物資は調達できた。
- 物資については、自衛隊による輸送、協定先団体の協力のほか、各市町村が県備蓄物資の保管場所に取りにきたケースもあった。

《問題点・課題》

- 発災当初は、市町村も災害対策業務に追われ、正確・具体的な情報収集を図ることが困難な状況であった。
- 避難所の状況調査について、避難所の開設状況や避難者数の確認に加え、二次避難所開設に向けた要支援者の調査、被災幼児のカウンセリングや妊婦支援に向けた該当者調査など必要となり、市町村や県リエゾンにその都度、同じような趣旨の問い合わせを行った。
- 物資要望のルートとして災害対策本部から照会への回答、県リエゾンが聴取、市町村(防災担当課または避難所職員等)からの自発的要望があった。それらが五月雨式に来るため、既に対応した案件なのかどうかの確認が困難で要望、内容が錯綜した。
- 物資を止めることはなかったが、発送事務の遅れや倉庫での県職員の待機時間や過大なトラックによる配送等、効率が悪い面があり課題があった。
- 県防災倉庫1カ所が河川の氾濫により被災し、備蓄物資の活用ができなかった。
- 初動においては、物資拠点開設が遅れたため、国や関係機関の主導で物資供給を行った。しかしプッシュ型支援対象者(避難所の避難者)誤認により適切な連携ができない場面があった。
- プッシュ型支援物資がいつ入庫して、いつ配送されるか分からず、倉庫管理を依頼した地方振興局職員が対応しきれず、本部職員も対応した。
- 県有物資は各市町村職員が保管場所へ取りに来る例が多かった。県有物資の保管状況が建物2階であったり、床に直置き(パレット積みでない)であったりしたため、速やかに活用できない場合が多かった。

《今後取り組むべき対策の方向性》

- 管理職リエゾンや避難所支援員などを平時から選定し研修することを検討。
- 物資調達フローなど物資班マニュアルの見直し。

3 災害応急対応

(1) 避難所運営や物資調達等の支援

①-2 避難所について、市町村等と連携し、必要な支援が行われたか（保健分野）

< 対応状況 >

～できたこと～

- 県本庁や保健所に配置している各統括保健師（※）を通じて県と市町村で情報を共有し、連携体制を構築していた。
※統括保健師：保健師の保健活動を組織横断的に総合調整し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担う保健師。
- 本庁に配置した統括保健師と保健所に配置した統括保健師の間はスムーズにやりとりできた。
- 感染症アセスメントは適切に対応できた。
- 市町村の要支援者マップ等を作成して、支援行動をマップ等に落とし込んで図面化しながら活動管理等を行った。
- 感染症対策など具体的な活動についての助言・支援を行った。
- 食中毒予防の観点から、食品衛生監視員が避難所を巡回した。
- 避難所運営担当と市栄養士の連携を助言し、支援物資の確保から栄養摂取状況の改善が図れた。

～できなかったこと～

- ・ 県と中核市において、災害時の役割や支援ルール等を明確にしていなかったため、発災当初、県から中核市に対して的確な支援を行うことができなかった。既存の厚生労働省の保健師派遣スキームにおいて「中核市は直接厚生労働省へ派遣依頼できる」等のルールがあったことも一因である。
- ・ 早期に避難所の情報把握ができず、県からの支援が遅れた市町村があった。
- ・ （福島市からの意見）中核市では、どこに情報提供や支援を依頼すれば良いのかわからなかった。
- ・ 市町村の避難所等における感染症予防対策を早期に確認して県で対応することができなかった。
- ・ 避難所等の正確な情報把握。（特に中核市）
- ・ 支援の相手方に対して、分かりやすい支援や助言を行うことができなかったことがあった。
- ・ 受援計画が明確になっておらず、災害対応を実施しながら受け入れた支援者の活動先・内容等及び調整が困難などの理由から、支援派遣の受入が難しい地域もあった。
- ・ 避難所運営担当と市栄養士との連携や、避難所での食事内容について助言をしたが、弁当の内容変更はなかなかできなかった。

《問題点・課題の総括》

- ◎ 県において、避難所等の情報収集のルートが明確でなかった。
- ◎ 県の中核市に対する支援の姿勢が明確でなかった。
- ◎ 避難所によっては、早期の的確な情報把握ができなかった。
- ◎ 市町村の感染症予防対策を早期の情報収集して県の早期支援を行うことができなかった。

- ◎ 県として市町村に理解しやすい支援や助言を行うことができなかった。
- ◎ 市町村によっては、受援計画未策定などの理由により受援の体制が整っていなかった。
- ◎ 避難所の食事について、栄養面に配慮したメニュー構成に課題があった。

《今後取り組むべき対策の方向性》

- ◎ 災害対策本部事務局と保健福祉部各班との連携について検討する必要がある。（既存の災害対策課スキームの活用・連携強化等）
- ◎ 中核市も他の市町村と同様に情報共有する（プッシュ型で情報収集する）仕組みを作る必要がある。
- ◎ 県と市町村において、平時から情報共有を積極的に行う体制を整備する必要がある。
- ◎ 災害対策課で所管するの市町村リエゾン派遣スキームの実態も踏まえ、保健福祉部としてのリエゾン派遣（中核市相互）も検討する必要がある。
- ◎ 保健所と市町村とで合同訓練を実施するなどして、お互いの動きを理解し合う必要がある。
- ◎ 市町村から県等への支援要請のルートについて、平時から整理しておく必要がある。
- ◎ 県が早期に避難所の情報把握を行って市町村へ支援のファーストコンタクトをとる仕組みを構築するとともに、その点について関係機関において共通理解を得る必要がある。
- ◎ 具体的な避難所の防疫対応等の標準化を図る（マニュアル整備・周知）必要がある。
- ◎ 統括保健師の指針、県としての役割を明確にする必要がある。
- ◎ 支援する側（県等）・受援側（市町村等）の統括保健師中心とした訓練を実施する必要がある。
- ◎ 避難所の食事についてモデル化や注意事項等の標準化を図る必要がある。

3 災害応急対応

(1) 避難所運営や物資調達等の支援

② 民間団体等との協定に基づき、迅速に物資を支援したか

<対応状況>

- 主要な協定団体（トラック協会等）は事前に緊急連絡先を確認するなどして備えていた。
- 市町村や県リエゾンからの要望をうけ、災害時応援協定団体等へ連絡し物資を支援した。

《問題点・課題》

- 細かな要望でも民間団体は仕分けや都合がつけば配送まで対応していただいた。他方で、災害時応援協定団体に在庫がないものはすぐに対応できなかった一面もあり、協定団体が物資を調達できるかどうかの確認に数日を費やすこともあった。
- 発災当初は、連絡先が更新されていない団体もあり、調整に時間を要した。
- 発災が土曜日の夜中であり、協定団体への連絡はついたが、その先の協力事業者への連絡がつかず、物資倉庫の確保が速やかにできなかった。
- 物流が回復してからも飲料及び食料を物資班に要望する事案があったが、避難所の飲料及び食料が調達可能である場合は市町村で調達した方が迅速かつ効果的。
- 要望の物資の中に、災害救助費の対象とできる品目以外のものがあった。

《今後取り組むべき対策の方向性》

- 速やかな対応に備え、協定団体の連絡先と担当者リストの更新やメールアドレスの追加など検討。
- 平日夜間や土日祝日の対応について、改めて災害時応援協定締結団体と綿密なコミュニケーションが必要。
- 平時から災害救助法対象品目の情報共有を図る。

3 災害応急対応

(1) 避難所運営や物資調達等の支援

③ 物資の調達と搬送は適切であったか

<対応状況>

- 10月13日に内閣府からプッシュ型支援の連絡があり、市町村の要望とりまとめや受入拠点などを調整した。
- 郡山駐屯地を受入拠点とすることや市町村への搬送に関して自衛隊の協力が得られたため、速やかに物資を搬送した。
- その後は、応援協定団体の協力により郡山市といわき市に物資拠点を開設し、搬送した。

《問題点・課題》

- プッシュ型支援の第1弾から市町村からの要望を聞き必要量を提供していただいたが、一部余剰する物資もあった。また必要な時に必要な物資が送れず、遅れて到着する物資もあった。
- 適切であった部分（スピード感、タイミング）と適切でない部分が混在していた。
- 市町村の要望の中に、物資の到着時刻を事前に案内してほしい要望もあったが、プッシュ型支援では着時刻の事前案内は困難で対応できなかった。
- 倉庫手配する頃にはプッシュ型支援物資は終盤に入りかけていたこともあり、スペック的にやや過大な倉庫を使用することになった。また浜通りカバーのため市街地から離れている倉庫を使用したが無効率であった。
- 拠点における入庫数出庫数など、正しい搬送量が確認できない面もあった。
- 物資拠点の開設が遅れ、トラック手配にも遅れがあった。

《今後取り組むべき対策の方向性》

- 国のプッシュ型支援、県の備蓄物資活用、応援協定団体からの調達についてそれぞれタイムラインを想定し、物資調達と配送の最適化を検討できないか。
- 県内をカバーする物資集約拠点の事前の選定を検討。
- 発災時の物資供給について、あらためて応援協定団体との訓練を検討。

3 災害応急対応

(2)被災者の生活再建支援

①市町村への速やかな住宅被害認定調査、罹災証明書の発行支援はできたか

<対応状況>

- 10月17日及び19日に新潟県の支援より、住家の被害認定調査及び罹災証明書交付事務に関する市町村担当者会議を開催した。
- 10月21日に災害対策本部内に罹災証明書交付支援チームを設置し、被害認定調査及び罹災証明書交付において生じる疑義に対して、サポートセンターとして回答するなど、市町村の支援を行った。
- 市町村への県職員派遣を担当する行政経営課及び市町村からの県職員派遣要望を取りまとめる市町村行政課と連携することにより、人的支援を行った。
- 県職員の派遣においては、eラーニングによる研修を行った。

《問題点・課題》

- 新潟県リエゾンに多大な支援をいただいたが、その受援を円滑に実施できていない。また、被災者の生活再建に向け、住家の被害認定調査や罹災証明書交付事務を速やかに実施する必要があったが、地域防災計画上、当該業務は「災害復旧計画」に位置づけられており、応急対策の中で対応する体制を準備していなかった。
- 被害認定調査を支援するために派遣する県職員に対して、eラーニングによる研修しか実施できなかったこと。

《今後取り組むべき対策の方向性》

- 地域防災計画の応急対策編に罹災証明書交付支援チームによる支援を位置づけるとともに、所用の人員等を配置する。
- 被災時に想定される市町村への応援業務に従事する県職員に、平時からの研修実施を検討。

3 災害応急対応

(2)被災者の生活再建支援

②借り上げ住宅の提供や住宅応急修理の運用は円滑に行えたか。また生活再建のための速やかな支援金の支給はできたか。

<対応状況>

- 10月24日に借上げ住宅と住宅応急修理に関する市町村説明会を開催し、実施要綱等について説明した。
- チーム発足までに制度の実施要綱、要領を整理し、要綱施行後にQ A等を整理し市町村に提示し、問い合わせへの対応や解釈の発出等により、市町村での受付、契約事務を適切に支援することができ、円滑な借上げ住宅の提供につながった。

- 住宅の応急修理について、問い合わせに対する見解を統一するため、逐次チーム内で共有を行った。
- 国の通知を踏まえた対象要件等の考え方について、その都度、市町村や住民への丁寧な説明に努めた。
- 10月29日に住宅の全壊被害世帯が100棟以上となったため、県内全域に被災者生活再建支援法を適用した。
- 11月6日に被災者生活再建支援制度に関する市町村説明会を開催し、事務体制や手引きなどについて説明した。
- 被災者生活再建支援金の速やかな支給のため、市町村から申請書が届いてから概ね1週間程度で都道府県センターに送付している。
- 11月8日に被災者支援ガイドブックを総括班において作成し、市町村に提供するとともにホームページで公開した。国の対策パッケージなど施策の追加に適宜対応した。

- 県独自の支援として半壊世帯と床上浸水世帯に対し、市町村と連携して一世帯当たり10万円の給付（被災者生活支援特別給付金）。
- 県営住宅を一時的な避難先として提供。
- 応急仮設住宅として民間借り上げ住宅を供与。

《問題点・課題》

- 年度当初に内閣府が主催する都道府県担当者会議後、速やかに「罹災証明書の交付に係る市町村担当者研修会」を開催していなかった。
- 発災後、住家被害認定調査や罹災証明書の発行について研修会を開催したが、早期に対応することができなかった。
- 市町村で罹災証明書の発行が進み、支援金の申請書も大量に届くようになっている。申請書の審査以外にも書類のコピーやスキャン、データ入力等の業務があり人手が足りない状況。日に数百件の申請があるときは、その日のうちに処理できていない状況がある。
- 市町村における防災担当と被害認定担当の間の情報共有が円滑でないところがあり、被災者生活再建支援法の適用のための住宅の被害状況の把握に時間を要した。
- 被災者が今後の再建を見通す被災者支援制度のガイドブック作成のタイミングが遅かった。
- 市町村が手続きの窓口となるため、制度管理を担う県としてはQ A等を整備し、窓口で混乱しない情報提供も重要な支援。

《今後取り組むべき対策の方向性》

- 災害が被災した際の支援制度について、平時から分かりやすいガイドブックを作成し、多様な手段で発信することを検討。

3 災害応急対応

(3) 医療・救護関係

①医療機関からの被災状況報告や支援要請への対応。DMAT、医療救護班等を編成する病院・医師会等関係団体への支援要請

<対応状況>

- 広域災害救急医療情報システム（イーミス）により情報収集。
- 発災当初から災害医療体制を立ち上げ、県内DMATによる活動が早期から開始された。
- 社会福祉関連施設の状況は、保健福祉班（保健福祉総務課）から厚生労働省報告資料により毎日報告を受けた。派遣されたDMATの報告により把握した。
- 支援要請は、災害医療コーディネーターの指揮により迅速に実施。
- 他県からの受援体制については、災害医療コーディネーターの指揮により機能。

《問題点・課題》

- 医療機関でイーミスの情報を更新していないケースがあった。同じことを県の複数の機関から問い合わせたケースがあった。
- 中核市にある施設について、速やかに被害状況を把握できないケースがあった。

《今後取り組むべき対策の方向性》

- 関係機関への被災情報等問合せをマニュアル化して共有することを検討。

3 災害応急対応

(3) 医療・救護関係等

② 社会福祉施設等の被災状況把握及び支援

<対応状況>

～できたこと～

- 医療機関（特に透析患者対応機関）の情報収集。
- 障がい者入所施設についての情報収集。
- 保育所の情報収集。（毎日国に報告する社会福祉施設等の調査と重複し、二重管理となるデメリットもあったが、今回、県独自に調査票を作成して被害状況調査を行うことで効果的に被害状況を把握することができた）
- 認可外保育所及び障がい児の通所施設の情報収集。（平時に国で実施している社会福祉施設等の調査の対象外だったことから、県独自に該当施設の被害状況等を直接確認した）
- 相双保健所にDMAT調整本部を設置して水の調整を行ったことで、相双保健所と災害対策本部で情報共有できた。
- 福祉避難所として本宮市に開設された谷病院について、本宮市や保健医療福祉調整本部と情報共有ができていた。

～できなかったこと～

- ・ 市町村を經由して社会福祉施設等の情報収集を行ったが、連絡がとれなかったり、市町村が把握していなかったりしたため、対応に苦慮した。
- ・ 発災当日の夜間の情報収集活動において、県の人員が不足した。
- ・ 障害者支援施設の通所は被害状況の把握が全くできなかった。
- ・ 医療機関や福祉施設からの給水に係るSOSを把握できなかった。（医療機関や福祉施設などの需要側は供給側の窓口を把握しておらず、そもそも供給側の窓口も統一されていない）
- ・ 水の供給量がそもそも少なかった。
- ・ 例年国に報告している社会福祉施設等の情報によって被害状況を管理したが、不足する情報が多く、追加確認を要した。また、調査結果が年度当初に本庁施設所管課・市町村・保健所にて共有されていなかった。

《問題点・課題の総括》

- 災害時の社会福祉施設等の状況について、県・市町村・施設において状況を報告するルートや情報共有の手段が構築されていなかった。
- 社会福祉施設等については、例年国に報告している社会福祉施設等情報により県でも施設の被害状況の把握をしていたが、必要な項目が網羅されていなかったため、情報が足りなかった。
- 県において医療機関・社会福祉施設の情報等を吸い上げて早期にDMAT・物資・給水等の要否の判断をすることができなかった。
- 県本庁と保健所の両者から病院や施設に対して被害状況の照会を行ったため、混乱や業務負担を生じさせた。
- 被害が無い施設について、県で状況把握するための業務負担が大きく、必要な情報を効率的に収集することができなかった。

《今後取り組むべき対策の方向性》

- ◎ 医療情報を含めた情報把握について、適切な情報収集ルートを整理して関係機関で共有する。
- ◎ 県の情報収集ルートについては一元化する。（現場機能として保健所の活用など）
- ◎ 給水に関して、要望窓口の一体化や用途等に応じたルール作りを行う。
- ◎ 被害が無い施設についても県で状況を把握する必要があるため、状況報告のルール作りを行う。

3 災害応急対応

(3) 医療・救護関係

③避難所等の被災者の状況に応じた支援要請への専門職チームの対応。各専門職チームへの支援要請

～令和元年台風第19号等災害時に避難所で活動した保健福祉部所管の専門職チーム～

- ・【DMAT (Disaster Medical Assistance Team)】: 災害急性期にDMAT活動拠点本部を立ち上げ、各医療支援チーム調整。指揮命令系統の確立。要支援病院の把握・支援、介護保健施設等の調査・支援、医療機関・社会福祉施設の給水支援等を実施。
- ・【DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)】: 大規模災害発生時、被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行う。被災した精神保健医療システムの支援、住民の支援、支援者の支援等※県内で初めての活動
- ・【DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)】: 災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム。※初めての活動
- ・【JRAT (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team)】: 災害のフェーズに合わせてリハビリテーション支援(災害に関連した身体機能、生活能力の低下予防)※福島JRATとして初めての活動
- ・【日赤救護班】: 被災者の医療ニーズに対応し、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割。救護所や避難所での診療等。
- ・【JMAT (Japan Medical Association Team)】: 日本医師会により組織される災害医療チーム。急性期のDMATと入れ替わるようにして被災地支援を実施し、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるための組織。
- ・【災害支援ナース(福島県看護協会)】: 看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の右端を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う。
- ・【健康支援(保健師)チーム】: 住民の生命・安全な暮らしの確保を図り、避難生活に伴う二次的な健康被害を予防しながら、避難地域全体の早期復興へ向かうための被災地の健康支援を担う。
- ・【健康支援(栄養士)チーム】: 健康を支える食糧・栄養の確保と適切な提供や「普通の食事を食べることができない人への個別栄養サポート、避難所の炊き出し等の食環境整備等を担う。
- ・【歯科医師会】: 口腔顎顔面領域の外傷等への対応、応急歯科診療、口腔衛生対策、また、災害関連疾病の予防対策などを担う。

《対応状況》

～できたこと～

- DWATは本県において初めて派遣要請を行ったため、構成員及び市町村の調整等に時間を要したが、本宮市、郡山市、いわき市に計4回支援派遣できた。
- DMATは平時から幅広い領域の研修・訓練を行っており、給水対応から福祉施設まで支援していただいた。
- 保健師チームとJRAT、DPAT、DWAT、日赤救護班とJRATが連携した活動。
- 保健医療福祉調整連絡会議において、各活動を共有し連携についても検討しながら活動できた。
- 統括保健師ラインが避難所支援の窓口を担っていた。

～できなかつたこと～

- ・ DWATの活動は、例えば「避難所での生活に困難・負担がある」高齢者・障がい者・子どもなどを、適切な福祉サービスにつなぎ、二次被害を防止することが本来の役割である。しかし、役割の認知不足等もあり、地元のケアマネージャーや市町村と連携し、サービスにつなぐハードルが高かつたと思われる。
- ・ 初めて活動したチームは、活動内容・情報の取扱いに係るマニュアルが十分に作成されていなかつた。
- ・ 各専門職チームの避難所支援における市町村（特に中核市）との連携。
- ・ 各被災地で活動する専門職チームの拠点がそれぞれ曖昧だつた。

《問題点・課題の総括》

- ◎ 市町村等において各専門職チームの活動を知らないケースが多く、支援要望が十分に挙がらない状況だつた。
- ◎ 各市町村において、各専門職チームの活動等を調整するための窓口等が明確でなく、各チームの派遣調整・活動報告において混乱していた。
- ◎ 県・市町村における各専門職チームの受援体制（支援を受ける基準・内容等）が整備されていなかつた。
- ◎ 各専門職チームの活動拠点のあり方が不明確であつた。（県庁に拠点を置くケースが多かつたが、活動内容や連携期間等を考慮して保健所や市町村に拠点を置くケースもあつた）

《今後取り組むべき対策の方向性》

- ◎ 市町村や関係機関へ各専門職チームの活動を周知（報告会開催等）する必要がある。
- ◎ 各専門職チームを構成する専門職が所属する施設等に活動内容や意義及び必要性について理解してもらう必要がある。
- ◎ 各専門職チームが活動する際の市町村の窓口を明確化して、各専門職チームと県や市町村で活動を共有して連携を推進する必要がある。
- ◎ 支援要請のルート、支援の際の市町村窓口等を平時に設定しておく必要がある。
- ◎ 専門職チームの活動拠点について、各地域（保健所など）に設定するなど、明確化する必要がある。
- ◎ 受援の際の県・市町村・専門職チームとの情報共有・連携した活動について検討しておく必要がある。
- ◎ 県や各専門職チームにおいても、受援側（市町村）の組織・体制を理解しておく必要がある。
- ◎ 各専門職チームが避難所支援を行う際の窓口（県庁・保健所・市町村統括保健師ルート等）を検討しておく必要がある。

市町村の災害対応 (避難行動要支援者対応・避難所運営)

「被害の大きい12市町村を対象とした聞き取り調査」と「県内59市町村を対象とした災害対応状況調査」の結果より抜粋

1 市町村の避難行動要支援者への対応について

《対応状況》

◎ 対応状況

- ・ 何かしらの対応を行った市町村は41市町村。
- ・ 対応した41市町村において、対応の実施主体は保健・福祉部局（63%）、危機管理・防災部局（30%）、地域（自主防災組織等）（46%）、民間事業者（12%）、その他（消防団等）（29%）

◎ 主な対応内容

- ・ 発災前や発災後の安否確認（約40%）
- ・ 発災前の避難の呼びかけ（約35%）
- ・ 避難支援（避難場所への送迎等）（約35%）
- ・ 避難所での対応等

《問題点・課題》

◎ 支援者について

- ・ 支援者自体が高齢化しているため、対応が困難。
- ・ 支援者は役場職員や民生委員のみであり、人員が不足している。

◎ 避難行動要支援者名簿について

- ・ 名簿の共有について本人の同意を得ることが難しい。同意の得られない場合は、事前に関係者間で情報共有ができず、活用できない。
- ・ 人手不足等の理由により名簿が更新されていない。
- ・ 名簿を作成しているが、活用方法が決まっていないため実際に使えない。
- ・ 名簿を所管する保健・福祉部局に防災のノウハウがないため活用できない。

◎ 個別計画について

- ・ 個別計画を作成していない。
- ・ 1人の支援者に対して多数の要支援者を受け持つ計画になっており、有効性に乏しい。
- ・ 個別計画を作成しているが、近くにある避難所を記載している程度で、有効性に乏しい。
- ・ 個別計画で避難する場所を決めていたが、実際に避難支援を行う人手がない。

◎ 避難情報について

- ・ 避難情報を発令するタイミングが難しい。
- ・ 避難行動要支援者の中にはスマートフォンやインターネット等の活用が難しい方が多く、災害情報を得づらい。
- ・ 単方向（防災無線・エリアメール・Lアラート等）での情報発信の効果が不明である。電話等で戸別に情報伝達をする場合は件数が多いため大変。

◎ 避難行動について

- ・ 足腰の悪い方などは自宅に留まる意識が強く、避難してもらおう気持ちにさせることが難しい。
- ・ 要介護の高い方は自力避難が困難であるが、避難行動要支援者の移動手段的確保ができない。
- ・ 夜間の降雨時に移動を相談された場合の対応が難しかった。

◎ 避難所について

- ・ 長期避難が必要な場合の専門的なケアや看護対応が難しい。
- ・ 避難行動要支援者の状態によっては、自主避難所での受入が難しく、直接福祉避難所へ避難させる必要があった。
- ・ 福祉避難所の開設・運営について、市町村単位では専門知識や資格を有する人材確保が困難。

◎ その他

- ・ 電話で連絡が取れない方の安否確認に苦労した。
- ・ 避難行動要支援者へのファーストタッチをどこの誰が担当すべきかの共通認識が漏れており、迅速に対応することができなかった。

《 県等への要望 》

- ・ 県・市町村の危機管理・防災部門、保健・福祉部門の縦・横の連携を平時から行っておく必要がある。
- ・ 名簿や個別計画の活用について、具体的手順の指南や他自治体の好事例を紹介してほしい。

《 今後取り組むべき対策の方向性 》

◎ 災害時に対応できる支援者を増やす

- ・ 行政、消防団、地域（自主防災組織、民生委員、地域住民）、社会福祉協議会に加えて、民間事業者（福祉専門職等）も支援者となる仕組みの構築

◎ 避難行動要支援者名簿の有効性を高める

- ・ 本人の同意を得るための取組の推進
- ・ 条例改正による同意要件の撤廃
- ・ 名簿登録者の適正な選定（真に支援を要する人の明確化）
- ・ 積極的な名簿登録（手上げ方式や登録について本人の同意を得る場合などの方式は見直し）
- ・ 名簿情報の有効活用策の検討
- ・ 関係機関（行政・地域・民間等）による名簿情報の共有

◎ 個別計画作成の促進と計画内容の充実を行う

- ・ 要支援者の避難シナリオの作成（避難情報等の伝達手段、避難手段、受入可能な避難先などを検討してシナリオ化する）
- ・ 計画策定に医療福祉専門職が参加する仕組みの構築
- ・ 関係機関（行政・地域・民間等）による個別計画の共有

◎ 避難行動要支援者の避難を想定した効果的な訓練を実施する

- ・ 県総合防災訓練や市町村総合防災訓練等に併せて実施
- ・ 市町村、消防団、自主防災組織、民間事業者（福祉専門職等）と連携

◎ 危機管理・防災部局と保健・福祉部局による連携体制を構築する

- ・ 定期的な意見交換の実施

2 市町村の避難場所・避難所の運営について

《避難状況》

- ・ 55市町村が避難場所・避難所を開設した。
- ・ 最大で26,175人が避難場所・避難所（510箇所）へ避難した。
※各市町村における最大避難人数とその時間帯の避難場所・避難所開設数
- ・ 各市町村で避難者数で避難者数が最大となったのは夜間であり、12日の22時から13日の3時にかけて避難者数が最大となった市町村が約6割（ピークは12日の22時～23時）。

《問題点・課題》

◎ 開設について

- ・ 浸水区域外であること等の条件を付けると開設できる施設が限られる（市町村が運営する公共施設を優先する傾向がある）。
- ・ 学校は教育施設であり、避難所として開設することが難しい。
- ・ 地理的に河川を横断しなければ避難所に行くことができない地区がある。
- ・ 避難者数が見積もりより多く、避難所が一杯になった。
- ・ 車で避難する方がいるが、駐車スペースが不足する。

◎ 周知について

- ・ エリアメールは文字数制限があり、避難所の情報などを伝えきれない。
- ・ 全ての避難所を開設している訳ではないので、防災マップを見て掲載している施設へ避難したが開設されていないという状況があった。

◎ 運営について

- ・ 運営する人員の不足（市町村職員のみで運営しているケースが多い）
- ・ 避難者の年齢層によって必要物資が異なるため、物資の調達に苦労した。
- ・ 多数の避難者がいたため、食料配布や必要物品の配布に時間を要したり要望に応えられなかったりした。
- ・ 道路が通行できず、物資の輸送ができなかった。
- ・ 物資を要望した時と届いた時でタイムラグがあるため、物資が届いた時には必要なくなっているケースがあった。
- ・ 避難生活長期化への備えが不足（簡易ベッド、間仕切り等）
- ・ 避難生活長期化に伴う栄養面の偏り。
- ・ 要配慮者に対応した設備が無い（バリアフリーでない、和式トイレしかない等）

- ・ 高齢者、乳幼児、要介護者などは一般職員では対応が難しい。
- ・ ペット同伴の避難者の受け入れ体制が整っていなかった。
- ・ 施設に備蓄品を保管できるスペースがない。
- ・ 体育館などの広い場所の寒さ対策。
- ・ 感染症対策（施設のキャパシティ、物資、医療従事者等）。

◎ その他

- ・ 在宅避難者の把握。
- ・ 生活弱者については、避難生活が長期化するケースが多い。

《県等への要望》

- ・ 備蓄品を購入・更新するための財政支援
- ・ 避難所開設時の医療従事者や専門家の派遣

《今後取り組むべき対策の方向性》

◎ 避難者の分散化を図る

- ・ 指定避難所とする施設の拡充（民間宿泊施設、民間企業等の施設、教育施設の活用）
- ・ 民間宿泊施設（ホテル・旅館等）の借り上げ避難所の供与
- ・ 避難場所・避難所以外への避難の促進（親戚・知人宅など）

◎ 避難所運営の人員を拡充する

- ・ 地域住民による避難所運営の促進

◎ 要配慮者等の受入能力の向上を図る

- ・ 高齢者・乳幼児・要介護者が受入できる施設（福祉避難室の確保）をあらかじめ指定
- ・ ペット同行者を受入できる施設をあらかじめ指定

◎ 必要物品の備えを行う

- ・ 食料等の計画的な備蓄
- ・ 感染症対策に必要な物品（マスク・消毒薬等）の備蓄
- ・ 段ボールベッドやパーティションなど、生活環境向上に係る物品の備蓄
- ・ 立地や配送経路を考慮した物資保管場所の検討

◎ 感染症対策の徹底

- ・ 避難所レイアウトの検討
- ・ （再掲）物資の備蓄
- ・ （再掲）避難場所・避難所以外への避難の促進

台風第 19 号等の災害対応に係る市町村聞き取り調査結果

1 調査期間

令和 2 年 3 月 18 日（水）～ 3 月 27 日（金）

2 調査対象市町村

12 市町村（福島市、郡山市、いわき市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、石川町、川内村）

3 調査方法

県災害対策課職員による市町村職員からの聞き取り調査

4 調査項目

○ 項目 1 県との連携について

- ① 防災事務連絡システムについて
- ② 県から市町村に派遣したリエゾンについて
- ③ 国や県からの情報提供について
- ④ その他

○ 項目 2 避難情報の発令について

- ① 避難情報発令を決断した経緯（促進要因）について
- ② 暗くなってからの避難情報発令について
- ③ 警戒レベル 5 相当情報（大雨特別警報・氾濫発生情報）の対応について
- ④ 住民への避難情報の提供方法等について

○ 項目 3 避難場所・避難所について

- ① 避難場所・避難所の開設について
- ② 避難場所・避難所開設の呼びかけについて
- ③ 避難場所・避難所の生活環境整備について

○ 項目 4 避難行動要支援者への対応について

- ① 避難行動要支援者への対応（名簿の活用等）について
- ② 対応に係る課題等について

○ 項目 5 自主防災組織について

- ① 自主防災組織の活動について
- ② 今後の課題等について

○ 項目 6 市町村災害対策本部について

- ① 設置のきっかけについて
- ② 災害対策本部の活動について

○ 項目 7 市町村の受援体制について

項目 1 県との連携について

①防災事務連絡システムについて				
No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
1	課題	台風第19号のような大規模災害になると入力項目が多くなり手間がかかる。	初期の被害状況即報の軽量化を図り、避難情報、避難所情報、人的被害情報、住家被害情報だけに限定することを検討する。	
2	課題	発災中は電話対応等に追われるため、2時間ごとのシステム入力（定時的な被害状況報告）が難しい。	発災直後は短いスパンで被害状況を確認する必要があるため、御理解をいただきたい。	
3	課題	防災担当職員しか入力できないため、入力作業によって防災対応の要員が減ってしまう。また、長期間のローテーション勤務となった場合に入力する職員の負担が大きくなる。	防災担当に限定せず、入力作業に習熟した職員の育成をお願いしたい。	
4	課題	入力端末が災害対策本部や防災担当部と離れた部屋に設置してあるので、不便である。		
5	要望	一定時間入力しないとログアウトされてしまうので改善してほしい。	ログアウトまでの時間を30分から60分になるようにシステムを変更した。	
6	要望	エクセルからインポートできるようにしてほしい。	インポート可能な項目もあるが、入力情報の性質として、直接入力する項目が多いので御理解いただきたい。	
7	その他	防災担当職員の入力作業が難しい場合に防災担当課OB職員が代わりに入力作業を行う体制を構築している。	好事例と考える。他の市町村も参考にしていきたい。	
8	その他	Ｌアラートと連携しており、マスコミへの情報提供の役割が大きい。	Ｌアラートによる配信は防災事務連絡システムの大きな役割の1つである。	
②県から市町村に派遣したリエゾンについて				
1	課題 要望	・国や自衛隊のリエゾンと比べて県リエゾンの到着が遅かった。 ・もう少し早い時期に来てもらえるとありがたい。	リエゾン派遣基準では、発災前の派遣も想定。県及び市町村において認識を共有図る。	
2	課題	・若手の県リエゾン職員は遠慮があったのかもしれないが、被災情報収集や県の情報提供等の積極的な対応があまり感じられなかった。 ・管理職リエゾンはある程度積極的に動いていたようだ。	管理職リエゾンの指定及びリエゾン向け研修の充実により、体制強化に取り組む。	
3	要望	県リエゾンの派遣タイミングは市町村が災害対策本部へ移行した段階が良い。	リエゾン派遣基準では、発災前の派遣も想定。県及び市町村において認識を共有図る。	
4	要望	県災害対策本部から市へ確認する場合は、県リエゾンを通して確認してほしい。	県リエゾンが連絡調整の役割を最大限発揮できるよう改善を検討する。	
5	要望	・県リエゾンから、県として何が出来るのか情報提供があれば良かった。 ・市に対しても有用な情報を積極的に下ろしてもらいたい。	リエゾン向け研修の充実により、対応能力の向上を図る。	
6	要望	災害対策本部で公表されている情報やホワイトボードに記載されている情報などは、自ら取りに行ってもらいたい。	リエゾン向け研修の充実により、対応能力の向上を図る。	
7	要望	リエゾン配置の方法やルールを事前に教えてほしい。	リエゾン派遣基準について、県及び市町村の認識共有を図る。	
8	要望	リエゾンは、発災直後は12時間交替などの長いスパンで来て欲しい。	発災直後の派遣期間については、職員2名が概ね3日間24時間交替で対応することとしている。	

項目1 県との連携について

No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
9	要望	・ 平時から市と県リエゾンと顔合わせして役割等について情報共有しておくが良い。 ・ 県リエゾンがたまたま顔見知りの職員であり、色々と頼みやすかった。顔が見える関係だと都合が良い。	リエゾン向け研修により、平時から顔の見える関係構築を促す。	
10	要望	県リエゾンに限った話ではないが、発災直後にFAXの送信方法などの初歩的なことを繰り返し質問された。忙しいので基本的なことはリエゾン同士で共有して欲しい。		
11	その他	せっかく来てもらったが、県リエゾンに対応する余力がなかった。		
12	その他	・ 県との情報共有や連絡調整では有効だった。 ・ 資料を送付するだけでも手間なので、市災害対策本部の資料を県災害対策本部へ送付してもらっても助かった。 ・ 自衛隊の派遣要請や県道の確認などについて県リエゾンを通して行うことができたので助かった。		
③国や県からの情報提供について				
1	課題	夜間、ホームページが重く、県の河川流域総合情報システムを閲覧出来なかった。		
2	課題	国管理河川の情報を確認するホームページが夜間閲覧できなかった。		
3	課題	県道の通行止め情報がスムーズに入ってこなかった。		
4	要望	危機管理型水位計の観測データ（一覧）が欲しかった。		
5	要望	・ 夜間は越水状況を確認するため現地を見る必要があるが、危険で見ることができないので、カメラがもっとほしい。 ・ 水位情報が無い河川については、夜間は常備消防や地元の消防団に河川状況を見てもらうしかないが、危ないのでそれも難しい。		
6	要望	河川の氾濫発生情報がFAXで届いていたが、災害対応で気付かなかった。重要な情報はFAXと電話の両方で欲しい。		
7	要望	河川の氾濫情報のFAXがあり、各地区名（大字）が記載されていたが、氾濫した具体的な場所や地区が分かる情報であれば良かったと思う。		
8	要望	・ 五月雨式の被災者向けの情報発信ではなく、被災者支援メニュー一覧と概要版的なもの（そのまま市民へ配布できるもの）を早期に配布してほしい。 ・ 生活再建の補助メニューを早期にもらえれば生活再建の相談対応がやりやすくなり、市町村による補助のばらつきも無くなる。	平時から分かりやすいガイドブックを作成し、多様な手段で発信することを検討する。	
9	要望	浸水区域図のような被害の全貌が分かるような資料が欲しかった。	国土地理院にて浸水区域図を作成しており、今後は連携を密にしたい。	
10	要望	自衛隊の動きについての正確な情報が欲しかった。		
④その他				
1	課題	災害対応でばたばたしているときに国や県から重要な通知が来ていて気付かなかったことがあった。	災害対応初期の多忙な時期の通知も当然想定されるため、御理解いただきたい。通知の発出はメールとFAXの併用等も検討する。	
2	課題	市で把握していない情報がインターネットやニュースで流れて、市民からその内容の問い合わせが市民からあり困った。		
3	要望	県から市町村へ物資の要望照会をする場合は、いつまでに物資を納品できるかの情報提供も併せてお願いしたい。	国からのプッシュ型支援は県へも納期が示されなかった。今後、国へ要望していきたい。	

項目2 避難情報の発令について

①避難情報発令を決断した経緯（促進要因）について				
No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
1	その他	発令基準に基づいて発令した。		
2	その他	河川水位、土砂災害メッシュ情報、気象予防等から判断して発令した。		
3	その他	気象庁の情報から台風の勢力等が判断できたため、前日のうちに警戒レベル3情報を12日の昼間に発令することを決めていた。		
4	その他	発令の基準は設けていたが、それによらず市長と相談して発令を決めた。マニュアルどおりに対応していたら間に合わなかった。		
②暗くなつてからの避難情報発令について				
1	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間であっても必要な避難情報は躊躇なく発令した。なお、自主避難所を12日の日中に開設していた。 ・明るい時間帯から警戒レベル3情報を発令し、河川の水位が上がっている以上は暗くなつてもレベル4情報は発令した。 ・少々危険だと感じたが、人命を最優先に考え発令した。ただし、防災無線では、避難に危険を感じた場合は無理に避難しない旨も併せて周知した。 ・避難指示に関しては慎重に検討していたが、河川の氾濫の危険性が非常に高まったことから、避難指示の発令に至った。 	夜間の避難情報発令は2次災害を招く危険性も含んでいるので、場合によっては、垂直避難などの身を守る行動をとる呼びかけもお願いしたい。	
2	その他	避難所等への移動リスクが伴うため、警戒レベル3情報を明るいうちに発令した。		
3	その他	夜間の住民避難の安全確保のため、住民避難用バスを運行した。		
4	その他	避難指示（緊急）の発令を検討したが、二次避難の危険を考えて、防災無線で垂直避難を呼びかけた。		
5	その他	夜間になって、各地で土砂災害が発生しているとの情報があったことから、あらためて避難情報を発令することは移動中の事故を誘発することになるため控えた。		
③レベル5相当情報（大雨特別警報、災害発生情報）の対応について				
1	その他	緊急エリアメールや防災無線により、避難指示を重ねて発信した。	避難指示を重ねて発信することは、有効と考える。	
2	その他	緊急速報メール（エリアメール）及び防災メールにより命を守る最善の行動をとるよう住民に呼びかけを行うとともに、職員及び消防団へは身の安全を確保するため水防活動から撤退するよう指示した。		
3	その他	氾濫発生情報を受けて、消防団等の呼びかけにより対象地域の住民に周知した。地元の消防団員は河川のどこが氾濫するかなどを熟知している。		
4	その他	河川の水位情報に注視し、緊急の避難指示発令に役立った。		
5	その他	大雨特別警報が発表される前に避難指示（緊急）を発令していたが、防災メール等で改めて命を守る行動をとるよう広報を行った。		
6	その他	レベル5相当情報にあわせ、被害の発生（河川の越水）が把握できたことから、警戒レベル5情報の発令に至った。		
7	その他	大雨特別警報の発令が夜間だったため、垂直避難等の緊急避難について防災ラジオ等で呼びかけた。		
8	その他	住民及び職員の身の安全を確保することを最優先として対応を行った。		
④住民への避難情報の提供方法等について				
1	課題	エリアメールについて、キャリアによっては200文字の文字数制限があり、避難情報を上手く伝えることが難しかった。	各キャリアに要請する	
2	課題	メールをたくさん送信すると、住民にメールの内容の重要度を理解してもらえないことがあった。		
3	課題	エリアメールを送信する事務に手間がかかる。		

項目 2 避難情報の発令について

No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
4	課題	防災行政無線は、豪雨時には雨音でほとんど聞こえない。山間部はデジタル無線が良く聞こえない。		
5	課題	避難地区を細かく分けた場合、細かい地域名などを防災無線（個別受信機等）による放送で伝えるのは難しいため、大まかな地域（旧市町単位等）での避難情報を発令せざるを得ない。		
6	課題	防災無線、ホームページ、SNSなど色々な情報発信ツールがあるが、限られた職員でそれぞれを活用して情報発信することは難しい。	各部局でそれぞれ担当するツールを分けて情報発信を行っている市町村の事例もあった。	
7	課題	避難情報についての住民の理解が足りていない。レベルによる表記は市民・職員とも分かりにくい。	県も同じであるが、職員について災害対策担当課職員以外は知識が無い場合があるので、研修等を実施して知識の習熟をお願いしたい。	
8	その他	エリアメールを複数回発信した効果は大きく、住民避難につながった。		
9	その他	広報担当課のラインや既存のFAX通信など、各担当課で臨機応変に情報を発信していた。		
10	その他	首長が自ら防災行政無線で避難を呼びかけた。	住民に避難の必要性を伝える有効な手段と考える。	

項目3 避難場所・避難所について

①避難場所・避難所の開設について				
No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
1	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「浸水想定エリア内の避難所開設は見送る」、「避難にあたって河川を越橋させない」、「市直営施設開設を優先する」等の条件付けをすると開設できる指定避難所が限定されてしまう。 ・都心部で早期に開設できる市直営施設が少なく、場所指定に苦慮した。 ・開設する避難所は住民センターや公民館などの公共施設がメインとなってしまふ。 	民間施設など、開設できる施設を増やす取組をお願いしたい。（新型コロナ対応にも共通）	
2	課題	学校などの教育施設は避難所として開設することが難しい。避難の長期化を考えると躊躇してしまう。自主避難所としてはなおさら開設することが難しい。		
3	課題	被災者の居住地から近い県有施設より、少し遠い市有施設の避難所を優先的に開設する。県有施設の開設には、少しハードルがあるように感じてしまう。	県有施設の開設は積極的に行うべきであることから、県担当者へ相談願いたい。	
4	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所が一杯になってしまったので、明るくなってから別の避難所に移動してもらった。 ・当初の見積もりより避難者が多く、雨が降っている中で一杯になった避難所から別の避難所へ移動してもらったことがあった。 ・定員超過の避難所が発生したが、雨が降っている中で橋を越えた避難を促さないため、別の避難所への誘導が難しいケースがあった。 	避難指示の早期発令や開設避難所を増やすなどして、このようなケースを減らしていきたい。（新型コロナ対策にも共通）	
5	課題	夜中になって一気に避難者が増えたため、急遽中学校の体育館などを追加で避難所として開設した。	避難指示の早期発令や開設避難所を増やすなどして、このようなケースを減らしていきたい。（新型コロナ対策にも共通）	
6	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・開設した避難所の1つが浸水の危険があったため、夕方くらいに別の避難所に移動してもらった。なお、当該避難所はハザードマップ上は白地だった。 ・開設した避難所が浸水地域にあり、危険だったので、日が明けてから高台の避難所へ避難者に移動してもらった。 		
7	課題	住民がハザードマップに記載している避難所へ避難したが開設されていなかったというケースがあった。実際は全ての避難所・避難場所を開設することは不可能である。	住民による避難所の自主的な開設・運営についても検討されたい。	
8	課題	地理的に河川を横断しなければ避難所に行くことが出来ない地区がある。	原則として日中の安全な時間帯に避難するよう、平時から地区の方に意識付けをしてもらうとともに、他施設の活用についても検討されたい。	
9	要望	ペット同伴が可能な避難所開設マニュアル（レイアウトやチェックリスト的なもの）が欲しい。		
10	その他	事後検証で、浸水エリア内の学校などを、上階への垂直避難を前提として避難場所として開設するべきという意見があった。	数多くの避難所を開設するためには、左記の取組も必要と考える。	
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開設する避難所は災害に応じて検討しており、今回は浸水エリアの避難所は開設しなかった。 ・浸水エリアの避難所は開設しないという方針を事前に決めていた、その結果として「近くに避難所が無い」、「車が無いと避難できない」といった話もあったが、後々考えると方針は正解だった。 	避難所の開設方針について事前の住民への周知が必要と思料。	

項目3 避難場所・避難所について

No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
②避難場所・避難所開設の呼びかけについて				
1	課題	・Ｌアラートで情報発信したが、システム上の情報の更新に手間取った。 ・迅速に避難場所及び避難所の開設を市民に発信しなければならないが、事務連絡システムへの入力に時間を要することがあった。	防災事務連絡システムの避難所情報の入力について、より簡素な方法が可能か検討する。	
2	課題	Ｌアラート情報を見ることができない高齢者への情報伝達が課題。	平時から高齢者へテレビのデータ放送を視聴する手段を周知することも必要。ほか、他手段による情報伝達でカバーする必要がある。	
4	課題	エリアメールの文字数制限（２００文字）があり、避難情報を伝えるのに限界があり、ホームページで確認してもらうなどの対応をとるしかなかった。	エリアメールの手引きにおいても、多数の避難所が多数あるなど、1回の配信で情報が記載できない場合は自治体HP等での周知（事前周知含む）やテレビ、ラジオ、SNS等、他のメディアの活用を推奨している。	
5	課題	広報車を運行したが、「雨音で伝えきれない」、「伝えるのに停車しなければならず時間を要する」といった問題があった。	広報車は有効な手段であるが、他の情報伝達手段も検討されたい。	
6	課題	住民の方に施設に避難すること以外の方法（垂直避難等）について理解してもらえない。全員が避難したら避難場所・避難所はパンクしてしまう。	国の「避難の理解力向上キャンペーン等」の実施等に併せて周知していく。	
7	課題	市民から、「避難所がどこか分からない」、「家の周囲の状況を見ても避難した方が良いか分からない」といった問い合わせがあり、住民の防災への意識が不足していると感じられた。	国の「避難の理解力向上キャンペーン等」の実施等に併せて周知していく。	
8	その他	市の防災マップには全ての避難所が記載されているため、市民から掲載されている避難所について開設されているかどうかの問い合わせがあった。実際に開設している避難所はホームページや防災行政無線で周知していた。	防災マップの避難所の記載方法については、検討の必要がある。	
9	その他	水があがってから避難する方も多く、当時道路が冠水していたので、住民からは道路状況の問い合わせも多かった。	早期の避難開始について啓発が必要。	
③避難場所・避難所の生活環境整備について				
1	課題	避難者が相当数に及び、夜間の冷え込みがあったため、毛布を十分に供給できないケースがあった。	毛布は避難所運営において使用頻度が高く、十分な数量の確保に努められたい。	
2	課題	発災直後は道路が通行不可となり、飲料水などの物資を届けることが出来ずに供給が追いつかないことがあった。	平時から、住民に対して3日分程度の自主備蓄を周知、啓発する必要がある。自治体も避難者3日分程度の公的備蓄を避難所のアクセスが良いところへ整備する必要がある。	
3	課題	避難所の倉庫や防災備蓄倉庫の整備により、食料や毛布等の物品を活用することが出来たが、乳幼児や要配慮者、ペット同行者への対応まで手が回らなかった。	必要に応じ、乳幼児、要配慮者向けの備蓄を検討されるとともに、ペット等を含め、住民自身の備蓄についても呼びかけられたい。 また、要望の絶対数がわずかなもの、用途が限られるもの（避難が長期化した場合の子どものおもちゃ等）は寄付を募るという方法もある。	
4	課題	避難所に避難されている方の年齢層等により必要な物資が異なるため、要望を聞き取って調達するのに時間がかかった。	同上。	
5	課題	洋式トイレが無くて困った。和式を洋式にする簡易式の洋式便座を使ってみたが、すぐ汚れたり上手く取り付けできなかつたりして不具合があった。	洋式の仮設トイレの設置を事業者に依頼するほか、平時よりユニバーサルデザインを踏まえた施設整備をお願いしたい。	

項目3 避難場所・避難所について

No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
6	課題	足腰が不自由なお年寄りのために簡易ベッドが必要と感じた。	避難者には床に直に寝ないための簡易ベッド等が必要。	
7	課題	避難生活の長期化に備えて簡易間仕切りも必要と感じた。	間仕切りのニーズは高いため、今回を契機に整備についても検討されたい（新型コロナ対策にもなる）。	
8	課題	・避難生活が長くなり栄養が偏った。 ・多数の弁当を発注できる事業者は限られ、大規模な事業者が発注したが、1週間同じ事業者の弁当が続くと、子どもですら食べなくなる。	災害救助法上は、避難者自身の調理による温かい食事の提供も可能であり、検討されたい。	
9	その他	ほとんどの避難所は一晩だけの使用であり、電気や水道が生きていたので大きな問題にはならなかった。電気や水道が止まっていたら状況は変わっていたと思う。		
10	その他	台風被害が事前に予想されたので、事前に各避難所へ備蓄物資を配布しており、問題は生じなかった。		
11	その他	・段ボールベッドは好みがあって使用する人としなない人に分かれた。 ・段ボールベッドを一定数備蓄していたため、高齢の方の避難所生活に有効であったが、段ボールベッドはかさばるという課題がある。	段ボールベッドは発災後の事業者からの調達も一案であると思料。	
12	その他	避難者のプライバシー確保に課題があったが、支援物資としてパーティションをいただき、対応できた。	パーティションは背の高いもの（人が立っていても隠れるくらい）のニーズが高いと思われる。	
13	その他	避難所の栄養面の解決策として、教育委員会の栄養士にレシピを作ってもらって、市内の事業者に弁当を作ってもらおうという案が出たので、今後に生かしたい。		
14	その他	ペットを連れてきた避難者がいて、今回はたまたま避難所の空いていた部屋に誘導できた。		
15	その他	避難所に若い女性はいなかったという印象がある。若い女性は女性専用避難所を準備しないと避難所には来ないのではないか。	避難所における男女共同参画と弱い立場にある方の安全確保の視点は課題であると認識。今後、市町村と問題について議論していきたい。	

項目 4 避難行動要支援者への対応について

①避難行動要支援者への対応（名簿の活用等）について				
No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
1	課題	名簿に登録する、しないの境界にある方のケアをどうするかという話が後から出た。	基本的に自力避難が困難な方については、名簿に登録すべきと考える。	
2	課題	外が暗くなってからの避難指示発令となったため、連絡しても反応が無い場合は直接家まで行くなどして、対応に苦慮した。	警戒レベル3情報は早めに発令（原則として日中）をお願いしたい。	
3	課題	名簿は紙媒体で地域協力者に配布していたため、水没して活用できない地区もあった。	水没前の活用について周知されたい。	
4	その他	警戒レベル3情報を発令した時点で、名簿を活用して手分けして電話をかけて連絡をスムーズにとることができた。		
5	その他	発災後に障害者・介護の要支援者などの安否確認に利用できた。		
6	その他	名簿を常備消防や県警へ情報提供した。		
7	その他	名簿は台風などの有事の際に初めて活用すべきものではなく、平常時から訓練等で活用すべきものと考えている。	平時・有事とも積極的に名簿を活用できる体制を整えていただきたい。	
8	その他	名簿に載せるべき人数のうち、同意をもらって載せている人数は全体の何割かであるが、それでも人数が多すぎて対応できない状況なので、名簿に載せる方について65歳という年齢区分は無くして、本当に支援が必要な方（障害者・要介護者）に絞るのも一案と考えている。	名簿掲載の対象者は市町村の実情に応じて検討されたい。なお、名簿情報の提供に同意をもらうことが難しい場合は、市町村の条例で名簿の提供に同意を必要としない定めを設けるなど、積極的に名簿を活用できる体制も必要。	
9	その他	避難行動要支援者の移動は、消防団等の協力を得て行うことができた。		
10	その他	民生委員等による事前の避難支援の事例が見られた。毎年度、町内会の役員が代わるタイミングで制度の紹介と名簿登録情報の更新を行っていることが実効性を高める一要因になっていると考える。		
②対応に係る課題等について				
1	課題	・地域防災計画には避難行動要支援者に声かけをすることとなっているが、対象者が多く対応は困難。支援者が不足している。 ・制度的には避難行動要支援者と支援者（民生委員・町内会長等）がペアになる建て付けであるが、支援者の受け持ち数が多くて難しい。	行政や地域だけでは対応に限界があるため、民間事業者（福祉事業者等）の協力も必要と考える。	
3	課題	避難行動要支援者の移動は、誰がどこへ移動するかを決めてあるが、消防団等以外に近隣住民の協力も必要であると感じた。	避難行動要支援者の移動手段を含め事前に検討していただきたい。	
4	課題	個別計画は作成しているが、計画には近くの避難所の記載がある程度で、今回はその避難所が開設していなかったケースもあったので、修正したい。		
5	課題	避難行動要支援者の避難を想定した訓練を実施しなければならない。		
6	課題	福祉避難所の意味が市民に理解されておらず、福祉避難所に一般避難者が大挙して詰めかけて断ることができない状況となった。福祉避難所のあり方を見直す必要がある。	福祉避難所の役割について県民に理解を求める周知方法等について検討が必要。	
7	課題	名簿の具体的な活用方法の紹介、個別計画の充実（近隣協力者とのカップリング）、対象要件の見直し、行政による名簿の活用手法など、実効性を高めていく必要がある。		
8	課題	「災害時には、避難行動要支援者名簿に記載された住民を、市職員や民生委員等が必ず訪問して救助することになっている」と誤解しているような住民からの問い合わせがみられた。	自助共助の取組について周知啓発の必要がある。	

項目 5 自主防災組織の活動について

①自主防災組織の活動について				
No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
1	その他	・町内会単位で自主的に集会所を自主避難所として開設した団体があった。 ・避難者が多かった避難所において、自主防災組織が運営を手伝った。更にその後に対応の検証も行っていった。	町内会等の自主防災組織の支援強化について検討をお願いしたい。	
2	その他	避難に関して、近隣への声かけを行っていた地区があった。		
3	その他	過去の水害（8.5水害等）の経験や教訓から、特に防災意識が強い地区があり、全世帯が自主防災組織に加入しており、台風の際も役員が1世帯1世帯をまわって声かけをするなど地域で活動していた。		
4	その他	独自に近隣の民間企業と協定を交わし、社屋に避難した組織がある。		
5	その他	災害復旧時において、障害物の撤去や災害ごみの運搬など積極的な活動が見られた。		
②今後の課題等について				
1	課題	組織化はされているが、活動は地区によって温度差がある。		
2	課題	いざという時の連絡体制や災害対応をどのようにするかまでの体制づくりまでなかなか進まない組織が多い。		
3	課題	地域住民の共助の意識が希薄。行政も意識付けをしていく必要があるが、特効薬はなく、地道な防災講話や研修等を通じて広めるしかない。		
4	課題	自主防災組織の活動について、地域の見守り活動になると防犯等も入ってきて範囲が大きくなってしまふ。お年寄りの見守り活動は自主防災組織や町内会において大きな負担となる。負担となれば役員の仕事の押し付け合いも発生して悪循環となる。		
5	課題	今回の台風対応では行政区長の役割のウェイトが大きすぎた。発災前は声かけや安否確認を行い、発災後は床上床下の件数調査や災害ゴミの対応などがあつた。		
6	課題	消防団と違って、自主防災組織には怪我に対する公的な補償がないことを不安視する声があがっている。	訓練時の傷害等については、日本消防協会の「防火防災訓練災害補償等共済制度」等の活用を検討されるとともに、実働時においては無理のない範囲での活動について配慮願いたい。	
7	その他	浸水想定区域内の行政区において自主防災組織の設置を義務化すべき。		
8	その他	自主防災組織の活動や訓練に市から補助金を出している。		
9	その他	避難所については、全てとはいかないまでも自主防災組織が開設・運営に携わってもらうことが理想である。		

項目 6 市町村災害対策本部について

①災害対策本部の設置のきっかけについて				
No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
1	その他	台風上陸前からマスコミや気象庁が大型台風であることを強調しており、予想進路から東日本を直撃することがほぼ確定的であったことから警報発表をまたずに設置した。		
2	その他	雨量の増加や河川の水位上昇により災害対策本部設置基準を満たしたため。タイムラインに基づき、事前の緊急庁内会議を経て災害対策本部を設置したので、職員の動員も問題なく行うことが出来た。		
3	その他	まず土木サイドの水防本部を設置して対応した。災害対策本部を設置する要件が「避難指示（緊急）を発令して、かつ首長が必要と認めたとき」であり、基準を満たした段階で本部体制へ移行して水防本部は災害対策本部に編入された。		
4	その他	災害対策本部を設置する前から会議を開いて対応していたが、雨量などの事前情報を踏まえて本部設置に至った。		
5	その他	市の対応マニュアルや近隣市町村の設置状況、今後の気象情報を含めて検討し、災害対策本部長（市長）の発令に至った。		
②災害対策本部の活動について				
1	課題	災害対策本部の要員は危機管理部局のほかは、他部局の指定職員。指定職員のうち避難所班などはある程度設置する機会があるので慣れているが、それ以外の班は設置する機会がなく本部活動の経験がなかった。		
2	課題	原発被害による避難指示区域が設けられた経緯から市町村外に居住している職員もいるため、職員の参集率が悪かった。防災計画で災害時の各課の業務が決まっていたが、必要な職員が参集していないので臨機応変にやりくりするしかなかった。		
3	課題	市民等からの問い合わせに対応する班を設置したが、問い合わせに回答できる職員が結局防災担当課の職員しかいなかったのあまり機能しなかった。	問い合わせ内容へのQAを類型化し、あらかじめ担当職員の研修を実施するとともに、防災部局のOB職員を活用するのも一案。	

項目7 市町村の受援体制について

No	区分	市町村からの意見	県からの意見	委員からの意見
1	課題	災害時応援協定を結んでいる自治体から職員応援の申し出があったが、受援計画が無く、どの業務を頼んだら良いか分からなかった。今回受援を受けた業務を整理して次につなげたい。	早期に受援計画を作成をお願いしたい。	
2	課題	BCPは作成済みで受援の窓口も決めていたが、どの業務をお願いするかなどは決めていなかった。	避難所運営、被害家屋調査などを事前に想定しておくべきと考える。	
3	課題	BCPが機能するのは東日本大震災のように市内全域が被災した場合である。今回の洪水は甚大な被害であったが被災していない地域も多いので、どこまで通常業務を犠牲にして災害対応に力を注ぐことができるかという疑問がある。	災害規模に応じたBCPの策定が必要と考える。	
4	要望	罹災証明書の発行が被災者支援の全てのスタートラインなので、罹災証明書発行の基準が市町村で異なることは問題だと思う。統一するべき。	様式は統一済み（令和2年3月30日付け内閣府通知）。基準については今後の検討課題としたい。	
5	その他	受援の準備は特にしていなかったが、応援側の自治体が慣れていたので受援に当たって特に支障は生じなかった。	業務継続計画・受援計画の作成をお願いしたい。	
6	その他	受入の調整は総務部で行っていた。総務部長は8.5水害や東日本大震災を経験していたことから家屋調査に人手が必要となることを分かっていた。		
7	その他	防災協定を締結している自治体や災害経験をした自治体職員の応援は災害対応に大いに寄与した。		
8	その他	今回の台風災害で他市へ応援に行く経験をし、大変勉強になった。		

課題と取り組むべき事項のリスト(素案)

I 県民の命を守るための取組

参考資料

課題	県の現状の取組	今後の具体的取組
発災前から(ゼロ時点前)		
1 防災気象情報等を踏まえた早期の避難行動を県民に促すこと。	レベル情報についてHP等で周知 市町村において説明会を開催	国による避難の理解力向上キャンペーンを推進するため、防災専門ツイッターを開設。また地元報道機関に周知について協力を依頼。
2 自らの命を自ら守るためのマイ避難(自宅避難や親戚知人宅への避難を含む)について、県民に周知すること。	—	同上。またマイ避難普及のためのモデル事業について検討。
3 自然災害時の生活再建支援策について平時から周知を行うこと。また、万が一の被災後の生活再建について準備いただく必要があることを周知すること。	—	県HPの充実。被災者支援ガイドブックの更新。早期の生活再建に向けた民間保険等の加入促進。
発災時(ゼロ時点)		
3 市町村における避難情報の積極的かつ早期の発令について促すこと。	発令基準の作成について市町村を訪問し 依頼。また、警報等の都度、電話で連絡。	市町村を個別に訪問し、発令のタイミングや基準について意見交換。
4 市町村による避難情報を住民へ確実に伝えること。	防災行政無線の整備に係る技術的、財政的 助言。	市町村を個別に訪問し、多重で多様な情報発信について意見交換。
5 避難行動要支援者を確実に避難させること。	名簿の作成、個別計画の作成について文書 や戸別訪問により依頼	市町村を個別に訪問し、避難行動要支援者の避難に係る課題について意見交換。
6 避難情報発令時における不要不急の外出を控えてもらうこと。	—	民間事業者に対し、自然災害が発生中の事業活動について、従業員の不要不急の移動を控えてもらう呼びかけを行う。
発災後(ゼロ時点後)		
7 警察、消防に加え、自衛隊や海上保安庁の協力を得て、救助活動を迅速かつ円滑に実施すること。	県として各組織の活動を把握しきれず。警察、 消防がそれぞれ独自に活動。自衛隊はLOが市町村からのニーズを把握し活動を調整。	災害対策本部〇〇班において救助情報を速やかに共有。広域応援や自衛隊への災害派遣要請について調整する。
8 避難所における避難者のアセスメントを速やかに実施し、要配慮者の所在について保健福祉部との情報共有を行うこと。	事務連システムにより避難所数と避難者数は把握。	災害対策本部広域応援避難班において速やかに避難所のアセスメントを実施する。
9 段ボールベッドやパーティション等の生活環境を改善する物資について速やかに調達するとともに、マスクや消毒液など衛生環境維持のための物資についても同様に対応すること。	食料や水、トイレ等について備蓄。他の段ボールベッド等については発災後にプッシュ型支援や災害救助費により調達。	市町村及び県においてあらかじめ備蓄しておく物資について再整理。 また、県による備蓄と、発災後に調達する物資の集約と配送が効率的に行える拠点について検討。
10 災害救助法、被災者生活再建支援法、災害援護資金等の支援制度について速やかに発動、円滑に実働させること。	災害救助法によるホテル、旅館への避難について〇週間、借上住宅の募集開始まで〇週間、被災者生活再建支援法 of 全県適用まで〇週間掛かっている。	災害の状況に応じて速やかに担当チームを立ち上げ、支援策開始についてできるだけ早く周知する。また平時から、市町村も含めた担当職員の研修を実施する。

II 県の災害対応を強化する取組

課題	現状	具体的取組
発災前から(ゼロ時点前)		
1 災害対策本部事務局員や県リエゾン職員など、災害対応に従事する職員の研修を計画的に行うこと。	初期研修は年度当初に実施。実働研修について秋期に実施を予定していた。	研修の早期実施と内容の充実に取り組む。
2 気象庁等による事前の情報を踏まえ、想定される最大の事態に対応する人員をあらかじめ招集しておくこと。	台風第19号の事前配備は約20名体制。災害対策本部体制への移行に当たり人員の不足が生じた。	特別警戒配備体制等の配置基準について、特に台風災害の場合を明確化する。
3 土日祝日、夜間も含め必要な人員を速やかに招集すること。また情報共有が速やかに行えるようにすること。	危機管理部においては公用携帯のメール連絡網あり。他部局については私用携帯の電話連絡網により招集。	災害対策本部事務局員のメーリングリストを作成し情報を速やかに共有する。また、将来的にSNSの活用も検討する。
4 管理職を含む県リエゾン職員を速やかに市町村へ派遣し、市町村の災害対策本部会議に出席するなどして、被害情報の収集等を実施すること。	4市町村へ事前に関係機関を派遣。その他は翌朝に派遣。	年度始めのリエゾン職員研修時に派遣のタイミングや業務内容について再整理して伝達した。
発災時(ゼロ時点)		
5 被害情報を迅速に収集すること。	防災事務連絡システムにより定時の情報収集を実施。必要に応じて県地方本部に情報収集を依頼。人身や住居の被害についてはその都度報告するよう市町村に依頼。	定時の情報収集に加え、市町村へ派遣する県リエゾン職員や県地方本部を通じた積極的な情報収集を図る(ただし複数ルートによる同一の照会とならないよう現場に負担を掛けない整理を行う)。また、リエゾンによる情報収集のためのPCや公用携帯(又はスマホ)について確保を図る。初期の被害状況即報について、避難情報、避難所情報、人的被害情報、住家被害情報に限定して軽量化する。
6 突発的な事案も含め、必要な対応を戦略的に行うこと。	災害対策課長が電話や突発的な事案への対応に掛かりきりとなり、本部全体を見渡せず戦略的に対応できなかった。	総括班の官房機能を強化。各種情報の集約を図り、事務局長(危機管理部長)の意思決定を強力に補佐し、各種対策のタイムラインを管理すると共に、突発的な事案への対応を行う。
7 国の関係機関や他自治体からの応援職員を円滑に受け入れ、効果的な連携を図ること。	受援本部が機能せず。また事務局スペースを計画的に活用できず。災害対策本部員会議には内閣府と自衛隊のみが出席。	受援本部について災害対策本部事務局組織に吸収して実働させることを検討。また、関係機関が情報連携しやすい事務局スペースのレイアウトについて検討。災害対策本部員会議へ出席する関係機関を増やして、会議における情報共有の充実に取り組む。

課題	県の現状の取組	今後の具体的取組
発災後(ゼロ時点後)		
8 災害対策本部の対策フェーズに応じた人員配置計画を策定し、事務局員を派遣する各部局のBCPと整合性を図ることにより、職員の負担を軽減すること。	事務局員の人数のみ定め、招集後に各班長の判断で人員体制を調整。	人員配置計画の策定と各部局との共有。
9 令和元年東日本台風等への対応を踏まえ、災害対策本部事務局組織の拡充整備を図ること。	必要な人員やチームについてその都度追加で招集した。	新設した災害救助法チーム、罹災証明書発行支援チーム、借上げ住宅チーム、住宅応急修理チームを常設化する。 また、総括班及び物資班を増強するとともに、問合せ電話対応専門のチームを新設する。 併せて拡大した人員用の業務用PCを確保する。
10 避難所等で必要となる食料や生活物資を迅速かつ円滑に供給すること。	プッシュ型支援の物資のロジに労力を要した。	効率的な物資集約配送拠点について検討し、県備蓄物資の常置と速やかな活用、プッシュ型支援物資の円滑な受入と配送を図る。 また物資の調達、配送に係る図上訓練を行う(休日夜間の対応も想定する)。
11 災害対策本部による情報発信(被害情報や支援策情報等)を強化すること。	本部員会議を公開で実施。資料は各部局毎に作成。会議終了後に記者レクを実施。	県民に分かりやすい本部資料の在り方を検討、テンプレ化。被災者の方への支援情報の充実。記者レクの充実。
12 災害対策本部事務局各班のマニュアルを充実させ、円滑な業務遂行を図ること。	簡易的なマニュアルのみ作成。	対応のタイムライン毎の各班ミッションを明示した上で、マニュアルを作成する。 また平時から班長会議を開催し、円滑な連携と業務への習熟を図る。
13 災害対策本部事務局における各種災害対策業務について、安定した指揮命令システムを確保すること。	—	派遣される事務局職員の固定化を図る。又は中長期的な災害対応業務については各部各課の所管業務に埋め込む。
14 市町村の災害対応業務(主に避難所運営や住家被害認定調査を想定)を応援する県職員を速やかに派遣すること。	発災後に職員研修や派遣調整を実施。研修についてはeラーニングのみ。	平時から応援職員を選定し、研修を実施する。

Ⅲ 市町村へ働きかけること(Ⅰを除く)

	課題	現状	具体的取組
1	住宅被害認定調査や罹災証明書発行の準備をしておくこと。	県が事務説明会を年に一度開催。	県内市町村の相互応援が可能となる体制について検討を進める(調査や発行の平準化、合同研修、共通のシステム構築など)
2	BCPと受援計画をセットで策定し、発災時に他自治体からの応援を円滑に受け入れ、災害対応を迅速に進めること。	市町村説明会を開催	市町村を個別に訪問し、BCPと受援計画の策定を促すとともに、モデル事業の実施について検討する。また他自治体等からの受援について、県リエゾンも交えた調整を実施することについて検討する。
3	防災事務連絡システムへの入力を複数の市町村職員が円滑に行えるようにすること。	年度当初の土砂災害シミュレーション訓練でシステム入力について研修。	アラートに直結するシステムの重要性について理解を求め、システム研修を充実させるとともに、発災初期の入力項目について限定することも検討する。
4	避難所の環境整備や運営マニュアルの改善について検討すること。	—	市町村を個別に訪問し、避難所運営の課題について共有するとともに、モデル事業の実施について検討する。

Ⅳ 長期的な取組

1	減災まちづくり、人づくり
2	国土強靱化地域計画に基づく取組の推進